**平成２９年（フ）第２２号**
愛媛県西予市三瓶町垣生甲358番地
債務者　久留島**頼**光
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成２９年（フ）第３４号**
愛媛県今治市八町西５丁目１番51号　本郷ハイツ103号、前住所愛媛県今治市大正町１丁目２番地の２
債務者　小林　正忠
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八島　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２９年（フ）第３５号**
愛媛県今治市八町西５丁目１番51号　本郷ハイツ103号、前住所愛媛県今治市大正町１丁目２番地の２
債務者　小林　明美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八島　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２９年（フ）第７７号**
宮崎県都城市北原町５街区１号レジデンス.アサヒ105
債務者　富賀見康子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第１３４６号**
愛知県長久手市菖蒲池124番地　デンマークハイツ２・303号
債務者　矢掛　瑞恵
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１３９７号**
愛知県春日井市柏井町２丁目26番地　ルミエール勝川302号
債務者　野村惠美子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１４８５号**
名古屋市天白区向が丘１丁目1608番地　ピア向が丘　304号、従前の住所名古屋市中川区供米田１丁目103番地　デュシェルポアール302号
債務者　伊藤　照子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１７８号**
高知市介良570番地　県営住宅介良団地12号棟207号室
債務者　木下　　徹
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１７９号**
高知市介良570番地　県営住宅介良団地12号棟207号室
債務者　木下久瑠実
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２３４号**
高知市南河ノ瀬町298番地１
債務者　伊藤　利佳
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第８４号**
福岡県京都郡苅田町磯浜町１丁目４番地11
債務者　新垣　辰也
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２９年（フ）第１１５０号**
埼玉県朝霞市田島１丁目１番６号
債務者　片桐　結子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第２０５号**
千葉県富里市十倉904番地54
債務者　八重樫夏紀（旧姓須貝）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第２１２号**
千葉県印西市木下1521番地152　ファミール木下102号
債務者　山本　明子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第２６２号**
千葉県佐倉市鍋山町80番地12　サニーフラット102号
債務者　中村　　隆
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２９年（フ）第２７８号**
千葉県成田市吾妻３丁目52番地４
債務者　赤尾貴美子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部